

大口勇次郎『女性のいる近世』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000065

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



書評

大口勇次郎『女性のいる近世』

中野節子

本書は1979年以来、家族史研究を中心に近世後期の女性史に関わってきた大口勇次郎氏の研究のまとめである（全八章、I～IIIの三部構成）。はじめに、簡単に本書の内容を紹介しておこう。まず、高群女性史から始めて近世女性史を整理し、ジェンダーの近世史を目指す現在の課題を示す（序章）。「I 農村の女性」では、中継相続人とは異なる女性相続人出現の武蔵国の事例を後期の変化として検出し、同様の変化を出羽、摂津の地域的広がりで見ている（第一・二章）。また、女子奉公人の労働に関して、女性の軽労働の特徴など男女の作業分担を指摘し（第三章）、名主の妻による独自の財産保有や貸付活動、彼女が村の無尽講の成員になる事例を社会的に評価している（第四章、前章と共に武蔵国の事例）。「II 女性の一生」はライフサイクル論で、武蔵国の豪農の女性たちが婚姻前に江戸の武家屋敷奉公に出て、社会を知る機会を得、共同体へ回帰するなどの様子を見ている（第五・六章）。また、只野真葛の思想の展開をこれまでの研究を踏まえて「家」制度と関わらせて考え、新たに「女大学」の規範を超える点を評価する（第七章）。そして「III 近世から近代へ」で明治初年の政府が国際結婚を家と身分の移動としてしか考えなかったことを指摘している。ここでのオックスフォード大学での新史料「内外婚嫁」の発見とその検討の意義は大きい（第八章）。

本書は、家族史研究における、家族を単位として捉える段階から、その内部の個人の行動を踏まえた家族史という課題の展開に、著者が主体的に取り組んだ軌跡でもある。著者は受けた批判には丁寧に答えて研究を深め、書き下ろしの第七章に、その看過が批判されがちな女性自身の意識の考察を取り入れており、そこには常に女性史の今日的課題に自分の研究を添わしていく著者の誠実さが現れている。序章では、近年の活発な女性史研究にも関わらず、そ

の現実がいわば袋小路にきた状況を持つと指摘、今後「ジェンダーの近世的特質」を捉えつつ「女性の要らない幕藩体制論」ではなく「女性のいる近世史」を描いていこうとする著者の姿勢を明示する。つまり読者は、序章の研究史整理からのみでなく、本書全体から1980年以降の女性史の推移を学び、女性史の今後の可能性まで著者と共に考えることになる。

以下は、ジェンダーの近世史を目指される著者と共に感し、そのための本書への注文を述べることにする。そのため、あえて過去の論考ゆえの、問題意識の限界に配慮していない。また本書の多様な問題提起を広く紹介していないことを断わっておきたい。

さて、著者自身は一貫して近世の女性差別の基本に「家」をおいている。各地の女性相続人の出現を地域発展類型として追求しようとするのは、男性相続人を前提とする近世的「家」に対立する動きとして評価するためであろう。また著者は、近年「内外婚嫁」を扱って改めて認識したという男系の「家」に、女性差別を生じさせる社会的歪みを見たり、只野真葛のおかれた社会的疎外状況の原因を、「まさに〈家制度〉に他ならないと考え」ている。

「家」に関わる大口氏の問題点を二つあげよう。

一つはまず「家」の歴史的变化の問題である。第一・二章で著者は女性相続人の出現を、女性の自立に関わることとして検証していくが、これらの女性名義人は「維新政府の統一的な戸籍政策によって、定着することなく消滅せしめられた」(71頁)のである(封建的な「家制度」を維持しようとする明治政府の同様な姿勢は第八章でも指摘される)。このような結末の持ち方によって、女性たちの社会的行为は権力に屈してほとんど足跡を残さないことになり、したがって、著者の論考から女性解放の強さを感じ取ることを難しくさせている。

この点に関連して、著者が序章で理論を借りているコンネルが、日常行為と構造の関係(この場合女性の行為と構造としての「家」)についての考え方を述べている。彼によれば、日常の社会的行為者は構造の「担い手」であると同時に、歴史的に規制されつつも「自由な創意」をもって構造を変える主体となり、日常行動で変形された構造は次の日常行動のさらなる対象になっていくとされる(コンネル

『ジェンダーと権力』三交社、1993、156-7頁)。この理解は解放理論でもあるべきジェンダー理論にとって特に重要であり、さらにジェンダーの歴史学が従来の歴史学に対し意義を持つ重要な点もある。

著者において、日常行動で変形させる構造が見られないのは、女性相続人の出現のみを社会的状況から切り離して追究したためだといえよう。近世後期の女性史に、「家」を巡る社会の変化を組み込むべきだと考えるが、この変化に関してはすでにいくつかの参考となる指摘がなされていると思う。まず、近代の「家」について、その封建的性格の強調が見直され、近代家族の一類型とする説が現在はほぼ定説化している(女性史総合研究会編『日本女性生活史』近代、岩波書店、1990・上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店、1994)。近代への移行の問題を考えるためにも、近世の「家」の、女性にとっての構造的变化を改めて検証してみる必要があるといえよう。

また一方、近世後期の女性のライフサイクルの変化が近年指摘されている。本書ではⅡで婚姻前の女性の武家奉公が描かれているが、戸田貫氏はこの変化をまとめて、婚期が遅れても婚姻前に「世間を知ることが女の一生にとって大事だとする考えは広く形成されていた」とする(前掲『日本女性生活史』近世、1990)。婚家の家風に慣れるため早婚が規範とされたり、家を統括する男性の役割が強調された前・中期の「家」の状況と比べれば、その変化は大きい。後期には妻の社会的認識を求める、その意味で妻が主体的に関わる、近代に通じる民衆の「家」が兆してきたことを指摘できるのではないか。

これらの展開が認められるならば、第一・二章でも、維新政府が対象とする公の「家」に対し民衆の「家」の質的变化を考えることで、女性たちの歴史的行動が継承される可能性をもつのではないか。

二つ目の問題点に移ろう。それは第七章の只野真葛の考察に関わる。関(宮沢)民子氏がすでに詳しく論じている真葛の問題を、さらにジェンダーの歴史として展開させるとしたら、「家」の存続を期待された弟の死という絶望を克服し、「独考」に自分の主体をかけた真葛、彼女がその絶対性から逃れられなかつた滝沢馬琴に象徴される男性の知(思想・

学問) の権威、そこに問題が見い出されるのではないか。関氏は真葛の主体としての思想的限界を「家」との関係で「飼鳥的状況」として説明したが(「幕藩制解体期における一女性の社会批判——只野真葛の『独考』を中心に——」『歴史学研究』423号、1975)、その上で、知をめぐる男女の歴史的関係が具体的に探られるべきであろう。大口氏は「女大学」の「女は陰にして愚」の通念を相対化した点に真葛の特徴を見るが(この点、心性での女性劣位と才智の同等という真葛の認識がどう説明されるのか疑問が残る)、現実的には馬琴の知を相対化し得なかった問題が大きいと思う。大口氏が真葛の抱えた問題を「家制度」に集約させることは、問題を必要以上に「家」と関わらせることになり、ジェンダーの多様性が見失われるのではないか。

これら「家」にかんする著者の考察を見ていると、ジェンダーの近世的特質を探るとされながら、依然として従来の問題意識から自由ではないよう思う。

最後に、大口氏が今後のジェンダーの歴史学の課題としてコンネルの理論から借りた三本の柱、分

業・権力・性愛構造についてふれる。この内、分業・権力は一見したところ、決して目新しいものではない。しかし、コンネルの視点は明らかにポスト・モダン、ポスト構造主義によって鍛えられたもので、たとえば社会的権力の重層性に「暴力とイデオロギー」(『ジェンダーと権力』172頁)を見る。この観点で現在の近世女性史の問題点を指摘しようとする大口氏の問題提起には、脱帽する思いである。が、依然コンネルの観点は消化されていないと言わざるを得ない(たとえば、大口氏が性愛構造に入れた若者組の問題は、近年明らかにされた若者組の性暴力からみて「権力」の観点で捉えられるべきだ)。スコットのジェンダー理解も含め、またコンネルの三本の柱の歴史的使用の妥当性の検討を含めて、これらの提唱を近世史に反映させていくためには、大胆で厳しい試行錯誤を続けていく必要があろう。大口氏がその避けて通れない歴史的作業の契機を、傷つくことを怖れずに本書で創ったことを評価したい。(勁草書房、1995年10月刊、四六判、292頁、2800円)